

輸入食品等事前相談記録票

福岡検疫所

事前相談番号：相談 ※		担当者名：
相 談 者	<input type="checkbox"/> 輸入者 <input type="checkbox"/> 通関業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	名刺添付欄
	会社名：	
	氏 名：	
	電 話：	
	FAX：	
	住 所：	
※ 相談者が輸入者以外の場合、輸入者の名称、住所、電話、FAX 番号		※相談者の記載事項のうち、名刺で確認できるものは記入不要。
相談種別： <input type="checkbox"/> 食品 <input type="checkbox"/> 食品添加物 <input type="checkbox"/> 器具 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> おもちゃ		
貨 物 概 要	品 目：	
	※相談品目を特定する製品番号・JAN コード等：	
	※商品名：	
	輸出国（又は生産国）：	
	製造者又は加工者：	
	製造所又は加工所：	
保管方法：		
使用用途： <input type="checkbox"/> 小売り <input type="checkbox"/> 製造原料用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
包装形態；		
食べ方：		
提出資料： <input type="checkbox"/> サンプル品 <input type="checkbox"/> 製造工程表 <input type="checkbox"/> 自主検査成績書 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 商品説明書 <input type="checkbox"/> 原材料表 <input type="checkbox"/> その他 ()		
相 談 内 容	<input type="checkbox"/> 輸入手続き <input type="checkbox"/> 検査項目	
	<input type="checkbox"/> 事前相談の再相談（前回の事前相談受付番号：)	
	<input type="checkbox"/> その他	

事前相談番号：相談

※

指 導 項 目

- 輸入者責務（食品衛生法第3条）
- 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
- 輸入時検査体制（検査命令、モニタリング検査、指導検査など）
- 食品等輸入届出（食品衛生法第27条）
- 食品等輸入届出書の記載方法
- 外国公的検査機関（輸出国公的機関リストに掲載されているものに限る）
- 同一食品等の継続輸入（自主検査結果の受入有効期間）
- 定期的な自主検査の実施
- 品目登録制度（輸入届出貨物以外の貨物で実施した自主検査の取扱いを含む）
- 輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）
- 相 検査強化項目、類似する品目などの違反事例
- 談 注意事項
- （ 規格基準、原材料、製造方法、添加物、残留農薬、その他（ ）

その他の指導項目等

結 （自主検査指導項目等の具体的な指導項目や相談結果を記載）

果

(注意) 上記指導項目等については、今後、規格基準の改正等に伴い変更される場合があります。

相談者確認欄（交付時に署名すること）

平成 年 月 日

※事前相談番号；相談／検疫所コード/西暦年月日/1から始まる通し番号
（例）東京検疫所で2009年6月6日に相談を行った場合→「相談 24200906060001」